

令和6年度第1回倉敷市廃棄物減量等推進審議会会議録

1 日時 令和6年7月22日（月）午後2時から午後4時

2 場所 倉敷市消防局4階講堂

3 出席者

(1) 委員15人

井上副会長、荒瀬委員、高田委員、高橋委員、瀧本委員、竹田委員、田中委員、徳田委員、
中安委員、根岸委員、平井委員、松成委員、水川委員、室山委員、山口委員

(2) 事務局8人

(3) 欠席者2人

藤原会長、網中副会長

記

1 開会

(事務局) 皆様おはようございます。ただいまより、令和6年度第1回倉敷市廃棄物減量等推進審議会を開催させていただきます。本日の委員の御出席につきましては、17名中15名となっております。あらかじめの藤原会長と網中副会長からは、御欠席の御連絡をいただいております。したがって、半数以上の御出席でありますので、倉敷市廃棄物減量等推進審議会条例第6条第2項の規定によりまして、会議が成立していることを申し上げます。また、今回、藤原会長御欠席のため、倉敷市廃棄物減量等推進審議会条例第5条第2項の規定により、井上副会長が職務を代行することとなります。それでは開会にあたりまして、井上副会長より御挨拶をお願いいたします。

2 あいさつ（井上副会長）

3 新任委員自己紹介（荒瀬委員）

4 議事

(1) 令和5年度ごみ処理実績について

(副会長) 議事に先立ちまして、本日の会議の議事録署名承認につきましては、高橋委員と田中委員を御指名いたしますのでよろしくをお願いいたします。それでは議事に移ります。会議の終了は午後4時を予定しておりますので、スムーズな議事進行ができますよう、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。「議事(1) 令和5年度ごみ処理実績」について事務局から説明をお願いします。

(事務局) 説明

(副会長) ありがとうございました。ただいまの説明について、御意見、御質問がありましたらお願いします。

(委員) 一時多量ごみについてなんですけど、私の周りの地域はお年寄りの方が多いのですが、周りの方

に伺ったところ、一時多量ごみ制度の周知徹底がされていないように感じます。市の方でもっと広報してもらえないでしょうか。一時多量ごみの許可業者が18業者ありますが、値段が統一されているのか知りたいのですが。たまにこういったごみ回収の業者では詐欺やぼったくりがあるので、依頼したいけど料金がわからない方は多いと思います。料金を明確にいただければ依頼する側にとっては便利なシステムになるかなと思っています。

(事務局) まずは一時多量ごみ制度の広報についてですが、チラシを作っており、市役所の窓口ですとか、ホームページで周知をさせていただいているところです。金額については許可業者様ごとで違いますが、この部分については我々が関与できない部分になります。このため、それぞれ許可業者様のホームページを御覧いただけるように、市のホームページから許可業者様のホームページを確認できるようにリンクを掲載しております。また、市民の方からお問い合わせいただいた場合には、なるべく見積り合わせをしていただくようにお伝えしています。また、18業者以外の業者は一時多量ごみ制度の業務ができないということも併せてお伝えいたします。

(委員) 若い人なら SNS とかうまく活用してできると思いますが、高齢者では怖くてできません。そのため利用料金を知ることできないので、高齢者用の説明会があってもいいかなと思うのですが。

(事務局) まず料金についてですが、粗大ごみの処理手数料については倉敷市で定めていますが、収集運搬費等については民間の許可業者が設定するものになります。許可業者には、ホームページを作成してもらった際に、わかりやすいように片づけ費と収集運搬費の金額を御掲示いただくようにしています。万が一、契約上のトラブルが起こった際には、消費生活センターに御相談いただく形になるかと思えます。

(委員) 人件費については明確にしていきたいです。

(事務局) 相談される方の特性によって費用が変わってきます。住宅の大きさ、1階なのかマンションのように高層階なのか、エレベーターを利用するのかといった様々な要因によって変わりますので、一律に料金をお示しするのは難しい状況になっております。

(副会長) たとえばモデルではないですけども、こういう場合にはこれくらいの料金ですよというように18業者さんの一覧表を作ってみたら、わかりやすいんじゃないだろうかと思いました。利用料金をわかりやすくしてほしいという意見ですよ。

(委員) そうです。今、ぼったくり詐欺というのがよくありますので。

(委員) 今の意見の件については、まず町内会長等に相談して業者に相見積もりを取るのがよろしいかと思えます。決して単独で依頼を出さないようにすべきだと思います。

(副会長) ほかに意見はありますか。

(委員) 私の家の近くの高齢者の場合なんですが、なるべく内々で済ませたい高齢者がいらっしゃって、相談したらいいのにも思っても、人に迷惑がかかるからと内々で済ませる方が多いんです。それと、ホームページに掲載されているのと、去年の4月にお話合いがあったときに広報に出ていたのを私は読みました。それで業者の名前も確かに出ていたと思います。やはり倉敷市としては年に一回くらい広報でお知らせするとか、自治会あてに年に何回かお知らせしていただきたいと思います。それから申請から承諾書が下りて、そこから業者との話し合いが始まると思います。今まで54件のうちに何かのトラブルがあったのではないかなと思うのですが、そういった例を教えてくださいと思います。

(事務局) トラブルとしましては、申請の際は支払いのめどが立っていたのに、実施の段階で支払いが困難になったので、制度の御利用自体を断念されたことや、実際現場確認に行ったら片付けがルールどおりにできていなかったというものが報告されています。それ以外のトラブルについては報告されていません。

(副会長) 質問がなければここで休憩に入りたいと思います。よろしいでしょうか。では10分休憩に入りたいと思います。この部屋の時計で2時50分に再開したいと思います。よろしくお願いいたします。

(休憩10分)

(2) し尿手数料の見直しについて

(副会長) ちょっと早いのですが再開してよろしいでしょうか。それでは、「議事(2) し尿処理手数料の見直しについて」に入りたいと思います。この、し尿処理手数料については、物価や人件費の上昇によって、し尿処理に係る経費が上昇していること、25年間以上、金額の据え置きを続けていること、民間の許可業者は、市と同じ金額を超える料金を徴収できないこと、将来に渡って、安定的にし尿処理というサービスを継続していくためには、見直しをしていかなければならないことなどの課題があります。昨年度に、し尿処理手数料の見直しについて、市から諮問がありました。そして、これまで2回の審議会の中で、これらの課題や、し尿処理業務とはどういったものかといったことや、金額の算出方法、改定案などについて、事務局から説明していただき、我々の方で審議してきました。今回は、これまでの審議を踏まえて、我々の方で、諮問に対する答申案を検討したいと考えています。先日、事務局から、これまでの審議内容を踏まえて、修正された改定案の送付がありました。改めて、修正した内容について、事務局から御説明をお願いします。

(事務局) 説明

(副会長) ありがとうございます。ホース延長加算金につきましては、前回の審議会でも、全体の意見としては値上げにおおむね賛成となりましたが、値上げ率の算定方法や対象者への負担など、皆さんからたくさんの意見が出たということで、これらを踏まえて事務局のほうで再度検討したということです。

では、続いて、答申案の検討に入らせていただきたいと思います。

これまでの皆さんからの御意見や御質問と、事務局の修正案を踏まえて、藤原会長が答申案を考えてくださっており、その答申案を事務局から、資料3として配布していただいております。後ほど、委員の皆さんから御意見をいただくとして、まず、藤原会長からお預かりした内容について御説明させていただきます。

まず、「1 し尿処理手数料」です。この「72Lまで」と「72Lを超えた場合の超過分」は、どちらも18Lあたり209円で、前回の審議会で提示された金額と同じです。

こちらについては、算定方法などの御質問は出ましたが、金額については、全体の意見として、事務局の改定案に概ね賛成という結論でしたので、答申案としては、改定案は適当ということになると思われます。

次に、「使用するホースが40mを超えた場合」です。こちらは、ホース延長加算金のことです。事務局の修正案では、増加率が約1割になっていて、し尿の処理手数料と同じ増加率になっており、物価の上昇等とも概ね合致していますので、より違和感がない金額になっているように思われます。前回の審議会で、ホース延長加算金についても、値上げに概ね賛成という結論であったということと、金額についても、皆さんの意見を踏まえたうえで、より適当な金額になっていると考えられるため、こちらも答申案としては、「適当である」と言えると思われます。

以上を踏まえて、「し尿の処理手数料は表の金額に改定することが妥当である。」と書かせていただきました。

次に、「2 改定期期」ですが、これは、事務局案への反対意見がありませんでしたし、周知期間として、半年は妥当なところだと思いますので、このように書かせていただきました。

最後に「3 の附帯意見」として、し尿処理手数料の改定によって、もちろん対象となる市民や、許可業者には十分な説明が必要ですので、市にはこの点、しっかりと行っていただきたいということで、(1)に、このように書かせていただきました。

また、今後も社会情勢などを見つつ、手数料について定期的に見直すことが必要であろうということで、(2)にはその旨を書かせていただいたものです。

以上になります。この内容につきまして、委員の方から、御意見をいただいて、当審議会の答申としたいと思います。委員の方で御意見がある方は、挙手をお願いします。

(副会長) どうぞお願いします。

(委員) この資料の裏ページですけれども、変更前の全世帯の数と平均作業時間、それから変更後の 40メートル以上 80メートル未満の世帯の数と平均作業時間を教えていただけますでしょうか。

(事務局) 対象全世帯の平均作業時間としましては約 13 分になります。これを主要 7 割の方に限定しますと、平均作業時間は約 10 分になります。

(委員) 全世帯ってというのは、ホース延長をしている 217 世帯のことですか。

(事務局) そのとおりです。

(委員) 変更前は 217 世帯ですね。その 7 割の方の世帯数はいくつですか。

(事務局) 世帯数としましては 154 世帯でございます。割合は 71% です。

(委員) 前回の細かい数値をお聞きしたときには、人件費に特殊勤務手当を足し込んで、1 時間当たりの単価を出し、それに平均作業時間の 13 分をかけて、消費税を掛けた値段が 482 円ということだったと思うんですが、今の御説明によりますと、同じような形の数値を当てはめて考えてみると 370 円ぐらいになるよと、こういうことなんですか。

(事務局) 左様でございます。

(委員) それは物価上昇率の 112% とニアリーイコールになるということで、計算した数値上からも、それから物価上昇率からも、妥当な金額が導き出されたと、こういう理解でよろしいのでしょうか。

(事務局) はい。事務局としてはそのように考えております。

(委員) わかりました。ありがとうございます。それともう 1 点ですが収支バランスのことが 1 つ気になるんですよね。以前の資料で、19 ページとか 20 ページで、つまり基本料金、加算料金に公費負担は今までどおりで同じということになっていたと思うんですが、今回 330 円を 370 円に、ある意味、抑えたということになってくる。その中で、公費負担を変えないということになってくると、収支的にはどういうバランスになってくるのでしょうか。この 19 ページ、20 ページで収支後の負担額の増減とか、あるいは下水道や合併浄化槽との負担額の比較というのを、一度お示しいただいたと思うんですが、具体的に数値ではどのようなようになるのか教えてください。

(事務局) 先日御覧いただきました、下水道と合併浄化槽との年間負担額の比較につきましては、あくま

で想定のものになります。また、こちらにはホース延長加算金は含まれておりません。

(委員) ということは公費の負担は変わらないということですか。

(事務局) 処理手数料の基本的な公費負担額は変更ありません。

(副会長) ありがとうございます。その他、何かございますでしょうか。

(副会長) 意見というわけではないんですけど、審議会の答申はこの内容だと思うんですけど。最初、この話を聞いたときに、児島地区の直営のし尿処理業務をなぜ残していくのか、なぜこのし尿処理を維持しなければいけないのかなということ、よくわからなかったんですけども。皆さんの説明を聞いているとですね、災害時のセーフティーネットとしては、これは必要だなと。あと、イベントとか工事現場などで、トイレがありますよね。そういうのを収集していただいているってことですよね。これはやっぱりいるんだなということがよくわかったのですが、なぜこれを今、改定してですね、いわゆる持続可能にしないといけないのかっていう一言がどこかにあってもいいと思いました。

他になれば、よろしいでしょうか。この改定案ということで。それでは委員の皆様の御意見を踏まえまして、私の方から藤原会長に御報告いたします。その後は藤原会長に一任とさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。では拍手で御承認いただけますでしょうか。

(拍手)

それでは、皆さんの賛同を得られたということで、進めさせていただきたいと思います。以上で本日の議事については終了いたしました。事務局へマイクをお返しいたします。

(委員) すいません。ちょっと1件だけ。

(副会長) どうぞ。

(委員) 先ほどの一時多量ごみ制度、業者の立場から、御相談なんですけれども、何度か現地確認させていただいて、お金が出せないっていう方がちょこちょこいらっしゃいました。福祉課の方からですね。相談の案件っていうのは、市の方が費用負担するんで、制度利用できるんですが、ただそういうのに、引っかからない方は、費用が高いんで、いろいろ悩んだり、制度を利用しなかったりします。ですので、例えばですけどもそういった補助金というか助成というかですね。制度利用について費用がかかるからできないと言われてた方について、結構多いのが、荷物を玄関前に出して戸別収集という仕組みを活用していただくことを提案させていただくことです。一時多量ごみ制度の利用でお金が高いんでしたら、戸別収集のお手伝いはどうですかと。議員の方もいらっしゃるんで、

何かしらそういった福祉課が絡む方ができて、それなりに税金を払って頑張ってるんだけど、費用が出ないという方をちょっと救済的措置というのはどうしたらよいか。御検討いただけたらと思います。以上です。

(副会長) 事務局、何かコメントありますか。

(事務局) この場では財源の部分もございまして、はっきりとはお答えいたしかねますが、福祉部と連携しながら、適正に行ってまいりたいと考えております。よろしくお願いします。

(副会長) ありがとうございました。それでは事務局にマイクをお返しいたします。

(事務局) 外村局長あいさつ

5 閉会

以上のとおり、議事が行われたことに相違ありません。

令和6年10月4日

副会長

井上裕康

委員

高橋敏恵

委員

田中期
